

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第15回理事会

平成8年8月

三者合同会議

平成8年8月 6日

次第

【報告および審議事項】

- (1) 作業委員会各班の報告 (資料①)
- (2) 今後の対応について
- (3) 新聞公示(案) (資料②)
- (4) 「総理の手紙」の訳語問題 (資料③)
- (5) 国連人権小委員会委員に対する基金活動説明ペーパー (資料④)
- (6) 募金者のメッセージ (資料⑤)
- (7) その他
- (8) プレス発表の内容について

添付資料一覧

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
平成8年8月6日 三者合同会議

- ①作業委員会の報告… 1～15
- ②新聞公示案… 16～18
- ③「総理の手紙」の訳語問題… 19～20
- ④国連人権小委員会への説明資料… 21～22
- ⑤募金者からのメッセージ… 23～26
- ⑥現地報道ぶり… 27～29

韓国の被害当事者に対する「アジア女性基金」の事業の開始について

- 1、日本政府と「アジア女性基金」は、「従軍慰安婦」にされた方々に対して、道義的責任を果たすために、次のような「お詫びと反省」と「償い」の事業を、本年8月15日より開始すべく準備しています。
- 2、その内容は、①「総理の手紙」、②国民の拠金にもとづく「償い」の一時金、③政府の資金による「お詫びと反省」の気持ちをあらわす医療福祉支援事業、④「歴史の教訓とする」真実を明らかにする調査研究事業です。
- 3、「総理の手紙」は、「従軍慰安婦」にされた方々お一人お一人に対して、「道義的な責任」の認識に立って、日本国の内閣総理大臣としての真摯な「お詫びと反省」を表明させていただくものであり、「償いの事業」全体の精神を表すものです。手紙は被害を受けられた方々にお渡しするものであるという性格上、お渡ししたあとで公表されます。
- 4、国民の拠金にもとづく「償い」の一時金200万円は、政府の補償の肩代わりとして、受け取っていただくというものではありません。戦時中に皆さんに対してなされた罪に対する日本国家の責任を分かちもち、戦後50年の長きにわたってこの問題の解決が放置された事実に対して責任を感じる日本国民が、「償い」の事業を政府とともに担うという気持ちを表現するものに他なりません。
- 5、政府の道義的責任を果たす事業の一つとしての医療福祉支援事業は、日本政府の資金によって、「アジア女性基金」を通じて実施されます。「アジア女性基金」としては、被害を受けられたすべての方々がひとしく利用でき、皆様に直接・具体的に役立つ方法で実施したいと考えております。
- 6、事業の内容は、①住宅改善、②介護サービス、③医療・医薬品補助、などです。これは皆様のご事情とお気持ちに添って、具体化されますが、内容に応じて考えれば、基金としては、①の住宅改善などは、初年度に一挙に実施することになると思います。②と③は今後5年間に実施していくことを予定しています。
- 7、韓国の事業について、基金としては、4億円を超える総額、一人あたり300万円の規模で実施したいと考えております。具体的に言えば、初年度に住宅改善目的などを中心に228万円規模、2年度から5年度までは介護サービス、医療・医薬品補助で毎年18万円規模、というような形が考えられます。
- 8、基金としては目下、8月15日より実施できるよう、韓国政府を含め関係方面と折衝中です。協議が整い次第、しかるべき方法で公示を行い、具体的な実施方法についてはお知らせいたします。
- 9、日本政府と「アジア女性基金」が戦後51年をへて、「道義的責任」の認識に立って、このような「償い」の事業をすところまでにいたしましたのは、ひとえに長い苦難の末の勇気ある皆様の告発と関係方面・諸団体のご努力の結果であると考え、深く感謝しております。いろいろとご批判も、ご不満もあるかと思いますが、日本の政府と国民の反省、変化を認めていただいて、以上の事業を受けとめて下さるようお願いいたします。

1996年8月3日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

『여성을 위한 아시아평화국민기금』 (『아시아여성기금』) 사업에 대해서

1. 일본정부 및 『아시아여성기금』은 『중군위안부』로 희생하신 분들에 대한 도의적 책임을 다하기 위하여 다음과 같은 『사과와 반성』 및 『보상』을 요지로 하는 사업을 금년 8월15일부터 개시하고자 준비하고 있습니다.
2. 그 내용은 (1) 『총리의 편지』 전달, (2) 국민 각출금에 의한 『보상』의 일시금 전달, (3) 정부자금에 의한 『사과와 반성』을 나타내는 의료복지지원사업의 실시, (4) 『역사의 교훈으로 하는』 사실을 명백하게 하는 조사연구사업입니다.
3. 『총리의 편지』는 『중군위안부』로 희생되신 한분 한분에 대해서 『도의적인 책임』이라는 인식아래 일본국 내각총리대신으로서의 진술한 『사과와 반성』을 표명하는 것이며, 『보상 사업』의 기본정신을 나타내는 것입니다. 편지는 피해를 입은 분들께 전달한다는 성격상으로 볼 때 그 내용은 편지가 전달된 후에 공표됩니다.
4. 국민 각출금에 의한 『보상』인 일시금 200만엔은 정부의 보상대신에 받아주십사하는 것은 아닙니다. 전시중에 여러분께 저지른 죄에 대한 일본국가의 책임을 분담하여 전후 50년이라는 긴 세월애 걸쳐 이 문제가 해결되지 않은 채 방치되었던 사실에 대해 책임을 느낀 일본 국민이 『보상』이라는 사업을 정부와 함께 담당하고자 하는 마음을 표현하려는 것일뿐 다른 의미는 없습니다.

5. 정부의 도의적인 책임을 수행하는 사업의 일환으로서의 의료복지지원 사업은 일본정부의 자급에 의한 것이며 「아시아여성기금」을 통해서 실시됩니다. 「아시아여성기금」으로써는 피해를 입은 모든 분들이 동등하게 이용할 수 있으며, 모든 분들께 직접적이고 구체적으로 도움이 될 수 있는 방법으로 실시하고자 생각하고 있습니다.

6. 사업의 내용은 (1) 주택개선, (2) 간호서비스, (3) 의료·의약품보조 등입니다. 이것은 피해자분들의 사정과 의향에 따라 금후 구체화할 예정입니다만 (1)의 주택개선 등은 개시년도에 모두 실시하게 될 것이라 생각합니다. (2)와 (3)에 대해서는 금후 5년간에 걸쳐 실시하고자 생각하고 있습니다.

7. 한국에서 실시하는 사업에 대해서는 기금으로써는 총액 4억엔이상으로 일인당 300만엔의 규모로 실시하고자 생각하고 있습니다. 구체적으로 개시년도에 주택개선 목적 등을 중심으로 228만엔규모, 2년도부터 5년도까지는 간호서비스, 의료·의약품보조로 매년 18만엔규모와 같은 형태로 이루어질 것이라고 생각하고 있습니다.

8. 기금으로써는 목하 8월15일부터 실시할 수 있도록 한국정부를 포함한 관계 기관과 절충중에 있습니다. 협의가 이루어지는 대로 적절한 방법으로 공시를 하며 구체적인 실시방법에 대해서는 다시 알려드리겠습니다.

9. 일본정부와 「아시아여성기금」이 전후 51년을 거쳐 「도외적인 책임」이라는 인식에서 이러한 「보상」사업을 하게 된 데에는 오로지 지나간 고난 끝에 용기있는 많은 분들의 고발과 관계분야 및 여러 단체의 노력의 결과라고 생각하며 깊은 감사를 드립니다. 여러가지 비판과 불만이 있으리라 생각합니다만, 일본정부와 국민의 반성, 변화를 인정해 주시고 상기와 같은 사업을 받아주시기를 부탁드립니다.

1996년 8월 3일

재단법인 여성을 위한 아시아평화기금

(끝)

報道資料

「日本、500万円支給とのとんでもない言葉でハルモニ達を幻惑」

送信者：尹義智（ユン・ミヒャン）

（必ず報道してくれるようお願いします。日本軍「慰安婦」被害者達が下記の事実を知らねばならず、韓国国民もこのような事実を知らねばなりません。のみならず、我が国マスコミも日本の卑劣な手法を知らねばならないと考えます。）

日本の「女性のためのアジア平和国民基金」対話チーム、韓国の被害者達に「日本から500万円の現金支給」という根拠のない言葉で被害者達に国民基金の受け取りを慫慂。

去る8月1日から3日までに日本の「女性のためのアジア平和国民基金」（以下国民基金）の対話チーム3名及び彼らを助けるために訪韓した民間団体の活動家2名が現在ソウルに滞在している。

「国民基金」は、去る7月30日、韓国挺身隊問題対策協議会（以下挺身隊協）及び太平洋戦争犠牲者遺族会等に対し、日本の決定を説明するための面談を要請してきた。しかし、これら2団体より面談を拒絶されるや、対話チーム3名及び民間団体2名は、その代わりに被害者のハルモニ10名余りと非公式に電話をしたり直接会って、国民基金側の200万円支給決定以外に日本政府が300万円を支給することとなり、被害者一人当たり総額500万円が支給されるであろうとして被害者達に国民基金のお金を受け取ることを慫慂している。

このように、既に被害者達に公開した後には、（脱落）

日本の外務省アジア局地域政策課の答弁によれば、「政府が支出しようと計画しているものは、現金に換算すれば一人当たり約300万円になるだろう。期間は10年間（この期間は変更されることもある）。しかし、これは、個人に直接現金で支払うものではない」として、ソウルでハルモニ達に話された内容を否定した。

日本の外政審議室は、「現金で300万円程度が支払われるとの話であれば問題である。このお金は、薬代や入院した際の入院費支拂等である」と答弁した。これにより、300万円を日本政府が個人に支払う事はないことが外政審議室でも確認された。

結論として、貧しい生活を悪用して、他ならぬ加害国の立場を説明しに来た民間人達が根拠のない事実を流布し、被害者達を幻惑させ分裂させようとする事は到底許すことの出来ないものである。これは、過去の第2次世界大戦当時日本軍が被害者達にしでかした非人道的な犯罪の上に更なる人権蹂躪をほしいままにしているものである。

송 신 자 : J1116 (윤미향)

보도자료 : 꼭 보도해 주시기를 부탁드립니다. 일본군 위안부 피해자들이 아래 사실을 알아야 하며, 우리 국민도 이러한 사실을 알아야 합니다. 뿐만 아니라 우리 언론도 일본의 비열한 수법을 알아야 한다고 봅니다.

일본, '여성들을 위한 아시아 평화 국민기금' 대화팀
한국의 피해자들에게 "일본에서 500만엔 현금 지급"이라는 근거 없는 말로 피해자들에게 국민기금 받을 것을 종용

지난 8월 1일부터 3일까지 일본의 '여성들을 위한 아시아 평화 국민기금' (이하 국민기금)의 대화팀 3명과 이들을 돕기 위해 방한한 민간단체 활동가 2인이 현재 서울에 머무르고 있다.
'국민기금'은 지난 7월 38일, 한국정신대문제대책협의회(이하 정대협)와 태평양전쟁희생자유족회 등에 일본의 결정을 설명하기 위한 면담을 요청해 왔다. 그러나 이들 두 단체로부터 면담을 거부당하자, 대화팀 3명과 민간단체 2인은 대신, 피해자 할머니들 10여명과 비공식적으로 전화로 하거나 혹은 직접 만나서 국민기금 총액의 200만엔 지급결정 외에 일본 정부가 300만엔을 지급하게 되어, 총 500만엔을 피해자 1인당에게 지급하게 될 것이라며 피해자들에게 국민기금의 돈을 받을 것을 종용하고 있다.

일본 외정심의실은 "현금 출자로서 10년간 합계가 300만엔 정도가 되는 것으로 얘기가 되다면 문제이다. 이 돈은 약과 입원했을 경우 입원비 지원 등의 서비스"라고 답변했다. 이로써 300만엔을 일본 정부가 개인에게 지불할 일은 없음(無)으로 결론지었다.
결론적으로, 일본 정부와 '국민기금' 측이 국제적으로 거세지고 있는 일본에 대한 법적 책임추구와 다가오는 패전 51주년인 8.15 및 8월의 유엔 인권소위원회화시키는 것은 도저히 용납할 수 없는 일이다. 이것은 과거 제2차 세계대전시 일본군이 피해자들에게 저질렀던 비인도적인 범죄위에 또다시 인권유린을 자행하고 있는 것이다.

문의처 : 윤정옥 공동대표 02) 393-1215
윤미향 총무 0331) 42-2980

수도 있다.)
이다. 그러나 이것은 개인에게 직접 현금으로 지불하는 것은 아니다."라고 서울에서 할머니들에게 했던 이야기를 부정했다.
일본 외정심의실은 "현금 출자로서 10년간 합계가 300만엔 정도가 되는 것으로 얘기가 되다면 문제이다. 이 돈은 약과 입원했을 경우 입원비 지원 등의 서비스"라고 답변했다. 이로써 300만엔을 일본 정부가 개인에게 지불할 일은 없음(無)으로 결론지었다.

결론적으로, 일본 정부와 '국민기금' 측이 국제적으로 거세지고 있는 일본에 대한 법적 책임추구와 다가오는 패전 51주년인 8.15 및 8월의 유엔 인권소위원회화시키는 것은 도저히 용납할 수 없는 일이다. 이것은 과거 제2차 세계대전시 일본군이 피해자들에게 저질렀던 비인도적인 범죄위에 또다시 인권유린을 자행하고 있는 것이다.

문의처 : 윤정옥 공동대표 02) 393-1215
윤미향 총무 0331) 42-2980

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)
107 東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックス TEL.03-3583-9346 FAX.03-3583-9347
ASIAN WOMEN'S FUND

抗議文

韓国挺身隊問題対策協議会

共同代表 尹貞玉 先生

李勉再 先生

成畧訓 先生

われわれ、日本の「女性のためのアジア平和国民基金」(以下「国民基金」)にかかわる者たちは、日本軍「慰安婦」問題を告発し、日本政府と国民に覚醒を促した韓国挺身隊問題対策協議会(以下「挺対協」)の活動に対して、深い敬意と感謝を抱いてきた。

しかるに8月3日、貴協議会総務 尹美香氏の名で報道各社および関係団体に送信された「報道資料」に接し、われわれは非常な驚きと悲しみを感じた。この「報道資料」に基づいた記事が「日民間団体虚偽事実流布」として4日付の一部新聞に報道された。

アジア女性基金は、本年7月末に日本軍「慰安婦」にされた方々に対する「道義的責任」を果たす「償いの事業」の内容に

ついでに一定の結論をえたため、韓国に正式に対話チームを派遣することを決定した。7月31日から8月2日にかけて、高崎宗司(基金運営審議会委員、津田塾大学教授)、原田信一(事務局員)、中嶋滋(運営審議会委員、自治学国際局長)、野中邦子(よびかけ人、運営審議会委員、弁護士)、和田春樹(よびかけ人、東京大学教授)の5名がソウルに到着した。これに先立ち、基金は東京より挺対協に面会を申し入れる手紙をファクスで送ったが、遺憾ながら面会を拒否された。われわれは立場の違いを十分に承知しているが、説明も直接きく必要がないという貴協議会の態度には大きな失望を禁じえなかった。しかし、面会の拒絶は貴協議会の自由に属し、われわれはこの意志も尊重する。しかし、この度の事態は、われわれとの面会を拒絶しておきながら、間接的な情報によって、われわれの活動について不正確で、人々を誤導する意見を流布するものであり、われわれは見すごすことはできない。

われわれは挺対協などの関係運動団体にも説明することをのぞんでいたが、もとより被害当事者のハルモニたちにお目にかかりご説明することもねがってきた。

われわれは、8月3日付の基金文書「韓国の被害当事者に対する『アジア女性基金』の事業の開始について」(別紙)に基いて説明した。

「償いの事業」は

①「総理の手紙」、②国民の拠金にもとづく「償い」の一時金 200万円、③政府の資金による「お詫の反省」の気持ちをおよぼす医療福祉支援事業、④「歴史の教訓とする」事実を明らかにする調査研究事業である。医療福祉支援事業は、基金としては、一人あたり300万円の規模で実施したいと考えており、初予算には住宅改善目的などを中心に228万円規模、2年度から5年度までは看護ケア、医療、医薬品援助で毎年18万円規模で進めるつもりである。これを被害当事者の事情と希望によつて、当事者すべてがひとしく利用できるような方法で実施することを決めている。このことを話してハルモニたちから希望をうかがうことをしたのである。

挺対協はわれわれの説明を単純化し、日本外務省PJF局地域政策課および外政審議室の答弁と比較している。われわれが確認したところ 挺対協はこれら日本政府機関といかなる接触もおこなっていない。日本政府機関は基金との合意に

より、上記基金文書の内容を確実に実施できるよう目下最終的調整を進めており、討話チームの訪問結果を待っているところである。

以上の説明に明らかな通り、植民協の「報道資料」は故意にわれわれの活動を歪曲し、これを「虚偽の流布」と宣伝させることにより、基金の事業の開始を妨害しようとするものと言わざるを得ない。

われわれはお願いする。このようなやり方をやめてもらいたい。堪えられない苦しみを受けたあと、50年近く無視の中に生きてきて、名誉の回復と日本国家の謝罪と反省を求めて立ち上った被害当事者の心情と要求にこたえる道の上で、いまだ度々われわれの関係を考えてほしい。

1996年8月4日

女性のためのアジア平和国民基金 討話チーム

代表 高崎 宗司

「総理の手紙」の訳語問題について

1996年7月31日 和田 春樹

「総理の手紙」の中にあるもっとも重要な言葉、「お詫びする」を韓国語と中国語にどのように訳すべきかということは、日本国の総理大臣の気持ちを正確に韓国と台湾の元「従軍慰安婦」、および両国の世論に伝えるために、きわめて重要な問題です。

日本語として考えると、『広辞苑』によると、「詫びる」は、最初は「わびしい気持ちになる」という主観的な言葉であったようですが、古くから「過失の許しを求める。あやまる。謝罪する」という意味がありました。宝座抄から「罪をわびて礼に出す」という例文が引かれていますし、「泣いてわびる」という例文もひかれています。大和言葉の「わびる」は漢語で表せば「謝罪する」になるということのようです。

韓国語では、これまで「사과 (謝過)」と訳してきましたが、この言葉はきわめて軽い意味の言葉だと韓国人はみな考えています。李熙昇の『国語大辞典』では、この言葉は「あやまち 잘못 に対して許しをのぞむ」と意味であり、この「あやまち」という言葉は「過失」ということでもあります。この辞典で例としてあげているのは「意味をあやまって理解する」と「汽車にまちがえてのる」の二つです。高麗書房の『韓日辞典』では、「ドアをまちがえて開ける」という例文があげられています。この最後の例からすれば、「謝過」はほとんど日本語の「失礼しました」、英語の "excuse me" というのに近い言い方だと言えます。

となると、首相が長い間「遺憾である」と言っていたのをあらためて、「お詫びする」というふうに言いあらためた決定的転換が韓国人にはほとんど理解されていないということも納得されるというものです。

日本語の「わびる」を高麗書房の『日韓辞典』で引きますと、「사죄하다 (謝罪する)」と「사과하다 (謝過する)」の二つの訳がこの順序で出てきます。前者は「死んであやまちをわびる」という例文の訳につかわれ、後者は「ご無沙汰をわびる」という例文の訳につかわれています。

ですから、日本語の「お詫びする」という言葉はコンテキストによって訳し分けられるのが正しいということになります。首相が歴史的な関係について用いるときは、「사죄 (謝罪)」と訳

すべきです。

中国語については、「お詫びする」は「致・・・歉意」と訳されてきたようです。この「歉」という字は「収穫が少ない」というのが原意で、そこから「やるせない、遺憾だ」という意味になり、転じて「申し訳ない」という意味になったのです。これもきわめて軽い意味の言葉です。

中日辞典で「お詫びを申し上げる」というのをみると、「謝罪」（他人にたいしてあやまちを認めて許しを求める）と「道歉」（もうしわけないと言う）、「賠罪」と三つの訳が出てきます。そのほか、中国語でも「謝過」（過失をわびる）もあるようです。

やはり「お詫びをする」は中国語でもコンテキストによって訳し分けられるのが正しく、首相の言葉としては、「謝罪」と訳すのが正しいと思います。

以上の検討から、総理の言葉としての「お詫びする」は韓国語、中国語ではともに「謝罪하다」、「謝罪」と訳すべきで、「謝過하다」とか、「道歉」とか訳すのは当をえないと結論できます。

アジア女性基金の活動について

1996年 7月30日

「女性のためのアジア平和国民基金」は、昨年7月の発足以来、日本のそして世界の女性の名誉と尊厳を守ることを目的として、活動を続けてきました。元「従軍慰安婦」の方々に国民的償いを表す事業を実施するために、広く国民に募金を呼びかけた結果、基金には様々な意見や励ましの言葉が寄せられ、8月〇日現在、募金総額は〇〇〇円となっています。

その一方で、これまでに基金は関係各国／地域の被害当事者や関係者等との対話を積み重ね、基金の償い事業に反映させるべく努めてきました。以下に記すのは、これらの成果をふまえて決定した、償い事業の方針です。日本政府と基金は二人三脚となって、国民の償いの気持ちを一人でも多くの被害者の方にお届けできるよう、今後とも努力を続けていきたいと思ひます。

償い事業の内容について

(1) 償い金

「従軍慰安婦」にさせられた方々への「償い金」は、国民からの募金によって行われます。償い事業の対象国／地域である韓国、フィリピン、台湾の被害者に対し、総理の手紙とともに、お一人当たり200万円をお渡しします。

(2) 総理の手紙

日本政府は、「従軍慰安婦」問題について、女性の名誉と尊厳を著しく傷つけた行為として、深い反省とお詫びの気持ちをもっています。償い金をお渡しする際には、一人一人の方に、総理からそのような気持ちを表す心のこもったお手紙をお届けします。

(3) 医療福祉支援事業

元「従軍慰安婦」の方々に対する医療福祉支援事業は、日本政府が被害者への道義的責任を誠実に果たすために、対象国／地域である韓国、フィリピン、台湾の被害者に対し、総額7億円の政府資金を導入して行うものです。この事業は、被害当事者の実情と希望に配慮し、一人一人が公平にアクセスできる方法で実施していきたいと考えています。

事業の内容は、①住宅改善、②介護サービス、③医療・医薬品、等です。

歴史の教訓とする事業について

このような問題が二度と繰り返されることのないよう、歴史の教訓として未来に引き継いでいくことを、アジア女性基金は事業の柱のひとつとしています。

(1) 歴史資料委員会について

基金の中に歴史資料小委員会を設置し、歴史学者等の協力も得つつ、「従軍慰安

婦」問題関連の資料の収集を、積極的に推進していくこととなりました。

(2) 学校教育について

学校教育の現場においては、1993年、高校教科書にこの問題についての記述が取り入れられ、また今年は、さらに中学校教科書にも記述されることとなりました。基金は資料を各教科書会社にお送りし、参考にさせていただくようお願いしてきております。

女性尊厳事業について

現在も、世界の各地に様々な暴力や非人道的な扱いに苦しむ女性がいます。このような今日的な女性問題に取り組むことは、過去の被害の再発防止にもつながると考え、下記のような事業を行っています。

(1) 国際フォーラムの開催

女性のリプロダクティブライツ、国際人身売買、家庭内暴力等をテーマに、基金はE S C A Pとの共催により、国際フォーラムを開催します。

(2) 女性の人権に関わる活動への支援

様々な今日的な女性問題に取り組む人々、団体等への助成を計画しています。

募金者からのメッセージ

メッセージ集(1)に
言載済みか

1. ・23歳の学生です。戦争を全く知らない世代の一人です。しかし、あの50年前の戦争について「知らない、関係ない」では済まされないと思っています。また、将来同じ過ちを繰り返さないという保証はないのです。我々は過去を常に振り返り、反省してこそ、平和な未来を開けるのでしょうか。50年もたってからの
2. "お詫び"は、確かに遅すぎます。カネが全てではないでしょう。でも、敢えて私は"募金"します。(東京、男性)
3. ・反対論もあり、何がベストなのか分からないが、徒に時が過ぎて問題を先送りするべきではないと思う。私たち日本人は、戦後50年間一体何をしてきただろうか。(大分、女性)
4. ・私たち日本の女たちの身代わりになった元「従軍慰安婦」の方々に、心からの償いの気持ちを届けて下さい。お金を贈ったからといって、許されるものではありませんが、せめてもの気持ちです。(東京、女性)
5. ・人間としてお詫びしてもしきれぬ問題ではありませんが、この過ちを今後決して繰り返さないこと、その意志を生涯持ち続けることで、お詫びしたいと思います。(仙台、女性)
6. ・お金で解決出来ることではないけれど、せめて幸福な老後になるよう、物心両面でお役に立つよう、使ってほしいと思います。女性として、許せることはありません。(いわき、女性)
7. ・少額ですが、2回目の寄付です。色々問題があるのは分かりますが、今何かやらないと、もう何も出来ないのではないかと思います。送りました。(郡山、女性)
8. ・貧者の一灯です。後日、再度送ります。集まりが悪いようですが、根気よく息長くPRして下さい、民族の恥ですから。私は67歳、年金生活の障害者(14歳から)です。(別府、男性)
9. ・戦中、私はまだ子供でしたが、後に「従軍慰安婦」の存在を知り、この犠牲になった女性たちの悔しさを察して、このような非道な策を実行した日本軍隊に対する怒りで身が震えました。この罪の償いは、日本人一人一人が果たすべきものと考えます。その具体的な行動の一つとして、この募金の意義を認めます。
(広島、男性)

10. ・今年90歳になる母親が、ずっと以前から、政府を待たず国民がお金を出して基金を作ればいいという意見でした。母の分と合わせて、僅かですが、送金します。老齢の方々への償いは、一日も早くと願います。（東京、女性）
11. ・この国の人間である以上、この国の過去の過ち、歴史から逃れることは出来ません。「従軍慰安婦」とされた皆様に、日本人として、人間として、心からお詫び申し上げます。アジア女性基金のご成功をお祈りいたしますーあの戦争を知らない27歳の若者より。
12. ・どんな形で償ったらいいか分からない。でも、何もしないことは、もったいないような気がして、（基金を）拝借します。色々ご苦勞様です。（東京、女性）
13. ・国の謝罪と補償が良いと思いますが、そこへの過程としての民間基金に賛意を表します。ささやかですが、家族（4人）の募金です。活用下さい。私の父は、今77歳で、満州、沖縄で参戦しました。基金の成功をお祈りいたします。
14. ・こういうアジア基金ができるのを待っていました。日本人としての胸のつかえが少しかるくなる思い出す。うれしいことです。
15. ・「従軍慰安婦」とされた方々へ、私は深く頭を垂れお詫びを申し上げます。この方々への償いは、「国」が「国」としてするべきであると強く思います。しかし、この方々の50年後の今は、年老いておられ、残された時は少ないことを思います時、私は原則論を曲げます。日本国民の一人として償いのために用いて頂きたい、送金いたします。この方々の苦痛が少しでも和らいで頂くことができますようにと念じます。そして二度とこのような歴史を作ってはいけなと、強く思います。
16. ・私たちがきちんと反省、謝罪をし、過去をきちんと清算して、その後に将来を新しく築くべきです。父が中国に軍隊で行きましたので、心配です。国民として、子供として、「従軍慰安婦」の方々に少しでもお詫びができたと思います。ほんの少しですが、使ってください。
17. ・彼女たち（一説では20万ともいわれる元「従軍慰安婦」の女性たち）も、私たち（先の大戦で大敗した日本の戦争生き残りの世代）も、ともに老いました。残りの時間は僅かになりました。早急に私たちが、彼女たちに謝罪の意を伝え、未だ回復されない人権と名誉を救済するために、手を差し伸べなければなりません。何もしなければ、アジア諸国との友好の歴史に、汚点を残します。批判もあ

5月以降の分

る民間基金ですが、この思いで、寄付することにしました。

18. ・4月19日、旭川市にて、三木睦子さんと大沼保昭さんのお話を聴きました。何よりも、自分の身に置き換えて考えて見れば、それがどんなに恐ろしいことが分かると思います。机上の空論ではない実戦の場の兵士の気持ち、「従軍慰安婦」という自覚もないまま、騙された方々の心情、人間として、女性として、生きている誇り、生き甲斐というものを汚され、崩されてしまう行いだと思います。表すのがお金なのは悲しいですが、何かの行動をしたいと思います。情けない、済まない行動のお詫びをしたいです。（北海道、女性）
19. ・戦後50年が過ぎていきました。老境に達した犠牲者の踏みにじられた体と心——名誉と尊厳を回復することが基金の趣旨です。総理大臣の謝罪文は当然のことです。必ず実現させて下さい。（東京、女性）
20. ・国民からカンパを集めるのは、やはり政府の責任逃れといわれても仕方がないのでは。．．．戦後50年も過ぎても、戦争に対して責任を感じていない人が多いのは、本当に腹が立ちます。かえって開き直っている「明るい日本」国会議員連盟の妄言には抗議を申し上げます。（船橋、女性）
21. ・「従軍慰安婦」にされた方々の悲惨な状況は、知れば知るほどやりきれない思いになります。私は「従軍慰安婦」にされた方々に対しては、国家補償を行うべきだと今も思っております。しかし、現にそれが、即時解決出来ない以上、高みの見物で終わってはならないと思い、10ヶ月悩んだ末、敢えて募金を行うことに致しました。最近の国会議員の数々の妄言には失望するばかりです。基金の運営に携わる方々には、誤った意見を正す気概を持って頂きたいと思っております。（埼玉、女性）
22. ・天皇の軍隊といわれた軍隊がアジアの人々、殊に弱い立場の方々に残酷な行為を行っていたことを聞き、また新聞読書で知り、全く絶句しております。日本の恥を早く謝罪すべきです。少額ではありますが、再度提金させて頂きます。せめてもの気持ちです。（川西市、女性）
23. ・6月28日の懇談会に出席して、これまでのわだかまりが落きました。戦後50年も過ぎて未解決であることは、本当に恥ずかしいと思います。不十分ながら一日も早く被害者の方々へのお詫びの気持ちとしてお届けしたいと思います。呼びかけ人の方々、事務局の方々、ご苦勞様です。共に頑張りましょう。公的年金

生活者ですので、少額ですが、お納め下さい。（横浜、女性）

24. ・一日も早く、ご本人のお手元に届くようお願いします。総理の謝罪のお手紙と共に、最低でも200万円の補償を！（大宮、女性）

25. ・僅かな額ですが、自分に出来ること、気持ちを伝えたくて、．．．今回だけではなく、これからも出来る限り、させて頂きたいと思っています。同じ空の下から心を込めて、．．．（川崎、女性）

26. ・「従軍慰安婦」にさせられた人々の福祉に役立てて下さい。（多摩市、女性）

27. ・初めての募金です。多くありませんが、よろしくお願いします。当基に反対する趣旨の団体、運動もありますが、「どちらかが絶対正しい、正しくない」とも思えませんので、長く続けたいと思っています。（東京、男性）

28. ・新聞やテレビによりますと、総理からの「お詫びの手紙」が添えられることになり、償い金の支給額も目途がついたとのこと、これで事業が大きく前進することを同慶に存じます。今後も沢山の困難はあるでしょうが、どうか前向きに取り組んで下さい。よそしくお願い申し上げます。（兵庫県、男性）

29. ・学生時代に和田春樹先生にお世話になりました。微力ながら、和田先生を応援します。それにしても、この問題への日本人の鈍さは嘆かわしいものです。（兵庫県、男性）

30. ・日本軍がこの慰安婦問題に関与したのであれば、国が被害者に補償し、関係者を追求処罰するのが当然ではないでしょうか。（金沢、男性）

31. ・日本政府による国家補償の道はまだ開かれていません。このままだと、間に合わないではないでしょうか。同年代の者として、やりきれない思いです。ほんお僅かですが、拠金させて頂きます。（伊万里市、男性）

（番外参考）

・些少の拠金。昭和19年満州国竜江省白城子の日本軍人軍属慰安所「満月」内の朝鮮女性の話だと、日本政府は、半島の各市町村に慰安婦の数を割り当て、抽選で当たった女が各地へ移され、軍属待遇で、日本軍人軍属の相手をさせられたと聞いている。待遇良く、給料、衣食住は、日本軍より支給され、大切にされた。但し、女性の方々は、心に不満を持ち、日本人を恨んでいたようだ。気の毒なこと。しかし、新聞に報じるような強制連行された話は聞いていない。（朝霞市、男性）

Malaya

The national newspaper

July 25, 1996

Page No. 2

Siazon urges comfort women: Accept Japan's apology

Foreign Affairs Secretary Domingo Siazon Jr. yesterday urged all Filipino "comfort women" to come out in the open so they can be justly compensated by the Japanese government for their sufferings during World War II.

Siazon was asked by Japanese Prime Minister Yukihiko Ikeda during their meeting at the ASEAN Regional Forum in Jakarta, Indonesia, to assist Japan in identifying Filipinos forced as sex slaves for Japan's Imperial Army.

The Japanese government had agreed to provide funds covering medical and welfare services for "comfort" women to match the amount to be disbursed by the Asian Women's Fund.

Fund officials have said they hope to start making payments by next month, giving at least \$18,300 to each of about 300 identified comfort women from the Philippines, South Korea and Taiwan.

Siazon expressed hope that the latest move from the Japanese government will finally put the issue to rest. (Cheley Garafil)

LILA Pilipina, Inc.

an organization of Filipino survivors of rape and sex slavery by Japanese troops during World War II, and of human rights and peace activists and partners; envisioning a world of peace, with no rape, sex slavery and other forms of violence on women in war and armed conflict situations

ANNOUNCEMENT OF THE LILA PILIPINA NATIONAL BOARD CONCERNING THE FORMATION OF A COMMITTEE ON THE ASIAN WOMEN'S FUND TO ASSIST FILIPINA SURVIVORS WHO WISH TO AVAIL OF THE FUND

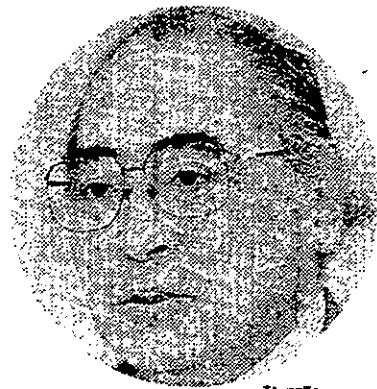
LILA Pilipina recognizes the need to promote the view that the decision to avail or not to avail of the Asian Women's Fund, is mainly that of the individual victim to make and that the role of LILA Pilipina is to respect and support that decision.

LILA Pilipina makes the commitment to maintain the unity of all the Filipino victims and survivors within the organization of LILA Pilipina in order to advance forward the movement for justice, regardless of the members individual decisions and feelings on the Asian Women's Fund.

In consideration of the above-mentioned principles, LILA Pilipina resolves to put into place a mechanism that will work side by side with LILA Pilipina and allow LILA Pilipina to maintain its political and moral support to the victims who will avail of the Asian Women's Fund, even as it continues to campaign to oppose the idea or intention of the Japanese government to present the Fund as the final solution to the problem of wartime sexual slavery.

To this end, LILA Pilipina resolves to facilitate the creation of a Committee on the Asian Women's Fund with the following nature and functions.

1. The Committee will exist and function side by side with LILA Pilipina but independent of it.
2. The Committee will be composed of experts, not necessarily affiliated with LILA, who will act on behalf of the victims in the process of dialogue, providing recommendations and inputs and working out the programs of the Asian Women's Fund. These experts will include three lawyers, a psychologist, a medical doctor and a researcher, who will use their expertise in facilitating the qualification of victims and in identifying and articulating the needs and promoting the rights of the victims in the process of availing of the Fund. It is possible to expand the Committee's membership as the need arises. A survivor representative may also be included in the Committee.
3. A representative of LILA Pilipina will be included in the Committee for the purpose of transmitting the various recommendations of the organization to be made in consultation with the availing victims who are part of LILA Pilipina, especially on the matter of qualifying the victims - identification of survivors and providing the necessary data or available research information; and in the assessment and design of programs and services best suited to each victim.
4. The Committee will be actively involved in outlining the process of the availing of the Asian Women's Fund for the victims, taking into account the particular needs and situation as well as the vulnerabilities of each victim.
5. The Committee will liaise and discuss with representatives of the Asian Women's Fund, the Japanese government and the Philippine government according to the demands of the situation.



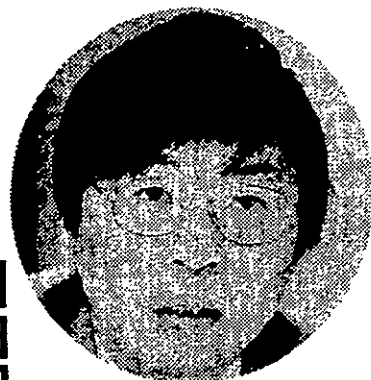
武者小路公秀

上杉聰
うすさき ともし
明治学院大学国際学部教授
資料センター事務局長



「從軍慰安婦」問題 「法的責任」と「道義的 責任」をめぐって。

「徹底討論」
アジアの平和という究極の目的
に向けた建設的な対話のために。



川田司

かわた つとむ
元外務省国際社会協力部人権課長



ヨハン・ガルトウング
司会
平和学者・ウィーン・ヘンツェル大学教授



有馬真喜子

ありま まさこ
元外務省国際社会協力部人権課長



東良信

ひがし ゆき
ひがしゆきのこ
元外務省国際社会協力部人権課長

「戦争の論理」を
批判すること

ガルトウング はじめに、從軍慰安婦をめぐる問題についての私個人的見解を何点か述べさせていただきます。

まず第一点は、国際法に依拠した解決法には限界があるということです。国際法による解決法の模索は、ある意味ですでに尽くされています。国際法には本来マツチヨ的(男性的)の発想があり、そもそも最初の段階から從軍慰安婦のような問題は無視されがちです。ここで私たちが認識すべきは、告発の対象は当時の日本の軍事政権の行為のみであってはず、すなわち「戦争のロジック(論理)」そのものであるということです。

第二点は、道義的な解決法の必要

性です。既成の国内法による法的アプローチに加え、道義的アプローチによる解決法を模索すべきです。私は法的手段のみによる平和建設の可能性には懐疑的です。より生産的な解決法として、人々の温かい思いやりなど、法的以外のアプローチを勧告したいのです。

三点目は、補償の問題です。アジア女性基金に対し、私は一定の評価をしています。ただしこれは考えられる数あるアプローチの一つにす

ぎません。このほかにもさまざまなアプローチを行うべきです。もちろん、日本政府が自発的にそうした措置を取ることが大事なのはいうまでもありません。

第四点は、謝罪の問題です。私は、日本の政府ならびに国民はすでに相当の謝罪をしたと思います。しかし、謝罪は和解のためのほんの最初の第一歩にすぎません。被害者の側がその謝罪を受け入れたときに、それが第二步になるわけです。ですから日本側はただ謝罪をするだけでなく、相手に対し許しを請う姿勢を示すことが必要だと思っています。それに対しては、被害者側も許すのかど態度を明示すべきです。しかしいずれにせよこのプロセスは、非常に困難であることは事実です。

そこで、私は第五点を指摘したい。すなわち、仏教でいう「縁起」

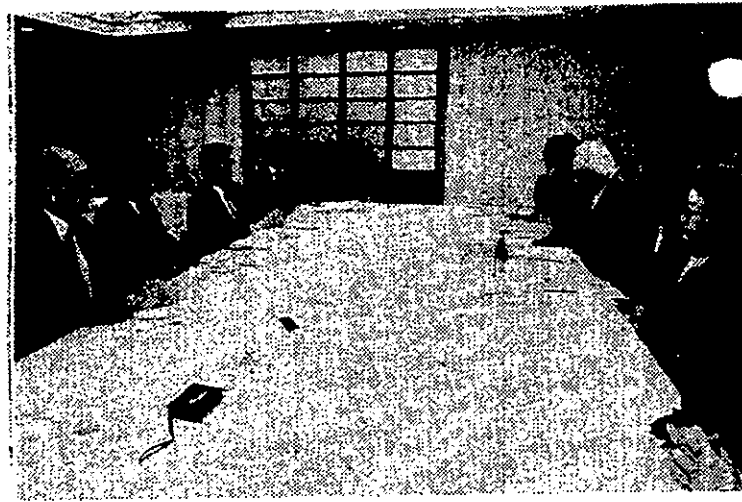
という考え方です。アジアと日本に生きるすべての人々の間に、お互いのお互いに対する関係性、人間としての縁を見いだそうという視座です。あえて誤解を恐れずにいえば、加害者対被害者という相対的な関係ばかり追究しては、真の意味でのアジアの平和はいつまでも実現しないのではないかと思います。アジアの人々は日本のネガティブな面ばかり強調して非難するだけではなく、アジアの平和という究極の目的に立つた建設的な対話を、お互いに進めていく方向を探るべきでしょう。

第六点は、戦争というものの真実の究明です。日本だけにかぎらず、なぜ戦時下において慰安婦が存在してきたのか。非常に安易な答えとして「戦争とは結局そういうものだ」ということをいう人もいるかもしれませんが、戦争の

つ他の側面、魔性性を見きわめていく努力を怠るべきではないと思います。

第七点として、加害者も被害者もお互い一緒にになり、ともに「悲しみを分かち合う」ことを提案したいのです。例えば、三月八日は国連の婦人デーです。その日を記念してその種の行事をもつこともできるのではないかと。ことに戦時下における女性に対する暴力を、お互いが反省し合うのは効果的だと考えられます。

八点目。私は日本政府の平和・友好・教育に関するプランを拝見し、感動しました。ぜひこの点で一言申し上げたい。「女性に対する暴力は人道に対する犯罪である」ということを強調するだけでなく、国際法として成文化させていく努力を期待したいのです。学校の教科書も、過去の歴史の記述のみに終始せず、未来



に目を向け「どうすれば防げるか」という視点まで含むべきです。つまり、加害者・被害者の立場を超えて「戦争の論理」を批判すること、国家権力による人権の抑圧・侵害を糾

弾することが必要です。慰安婦の問題だけを論じるのではなく、ともすれば根本の問題である「戦争の論理」からかけ離れていく可能性があるからです。

最後に、九点目は社会復帰です。戦争には「目に見えない暴力性」と「目に見えない暴力性」があります。死傷者、物的な破壊などは前者ですが、後者にあたる従軍慰安婦となつた女性たちの社会復帰の問題なども、けつして無視してはなりません。

いちばん恐ろしいのは、加害者・被害者の相互に対する憎悪の感情と「戦争とはそういうものだ」という諦観です。これらを乗り越えないかぎり、私たちは将来も幾度となくこうした壁に突き当たり、新たな加害者・被害者を生むでしょう。「災い転じて福となす」という格言のよう

に、戦争の経験を国内的にも国際的にも善と化するいい機会だととらえていたいただきたいのです。

国家の法的責任と国民の道義的責任

上杉 意見以前の問題ですが、いまのガルトゥング先生の発言は、とくに国際法に対する理解など、きわめて日本政府に近い意見です。

私はこの座談会に出席するにあたって、参加者のバランスなどに對等となるような配慮を望んでいました。しかも司会である先生からそのような発言を伺うと、非常にアンフェアだと感じます。先生には少なくとも中立的な立場であっていただきたく。私としてはいま、ここで退席すべきかどうか考えているところです。

ガルトゥング それは上杉先生の誤

解です。先ほどの発言は、全体のなかでとらえていただきたい。私は必ずしも日本政府に全面的に同意ではありません。

武者小路 もう少し議論を進めて、それでも上杉先生がアンフェアだと判断されたら退席されるのがいいかと思います。そのときは私も退席します。そこで私からは二点ほど、基本的な問題で、ガルトゥング先生と見解を異にするところを申し上げたいと思います。

まず第一点。国際法、とくに国際人権法はいま急速に発展・変化しており、そのなかで明示的に人類に対する犯罪、なかでも女性に対する暴行（）について成文化する努力がなされています。そうして、従軍慰安婦問題の法的な側面が明確になる可能性は十分にあると考えます。その意味で、法的な問題の限界はたしかにあ

りますが、それを前進させる試みは依然として大事なのではないかと思っています。

第二点。ガルトゥング先生が指摘されたように、法的なアプローチだけに注目しない日本のアプローチに美しい面があることは認めます。ただ日本には、国家の法的な責任を国民の道義的な責任に還元することでごまかすという習性が、敗戦のときからあった。一億総懺悔（いっぴくそうげ）といつて戦争責任の所在を明確にせず、国家の法的責任、国家の指導層の法的責任を道義的問題にすり替える。こうした習性を乗り越えないままでは、日本が抱えている問題の根本的な解決は不可能です。

ガルトゥング 私は国際法は無意味だといいたいのではなく、その限界を指摘しているだけです。国際法には過渡的な効果はなく、現在の国際

法をもとに第二次大戦当時を論ずるのあまり適当ではありません。むしろ未来志向で、将来の国際法と国際人道法の前進のために政府が活発に貢献することのほうがより重要であると指摘したかったわけです。

上杉 しかし、第二次大戦当時の国際法のもともども、インドネシアのパタビアで日本軍により三五人のオランダ人女性が三カ月間「慰安婦」をさせられたケースで、多くの長期刑と死刑の判決が下され、日本もサンフランシスコ平和条約でこれを了承しています。それと比較して、アジア女性には少なくとも八万人、多く数えらると二〇万人が「慰安婦」にさせられたのに、日本人は一人として何の罪にも問われていない。これは明らかな法のもとでの差別です。

戦後五〇年、冷戦構造のなかで、この問題をアジアの側から告発する

ことは現実的には不可能な状態でし

た。アジアの人たちは五〇年間待たされたのです。逆に日本人は五〇年間、告発をされることから免れてきました。批判にさらされたのは、こ

（五、六年のことです。アジアの人たちが自分たちをどう見ているのか、最近やっと考え始めたわけ

です。私はこの五、六年間の歩みこそ、アジアと日本における和解の道の始まりだと思

います。この五〇年の間に開きすぎたギャップをいかに埋めていくか。知恵を出し合い、努力と苦しみを分かち合うことが、いまの日本人に課せられた義務だと思

っています。

一点目は、入り口論ともいうべきもので、日本政府が従来から主張していることですが、関係国との賠償・補償の問題は、サンフランシスコ平和条約その他の二国間条約などによつてすでに解決済みだということ

です。平和条約のなかで賠償額を決めるのは戦後処理の一般的な方法で、この決定の際には個々人の問題、個々の違法行為について賠償額を定めてそれを積み上げるとい

う方法は通常とらず、一括して総額を決め、互いにその後は賠償請求しないと約束するわけです。個人に対する補償は、賠償を受け取った政府がその賠償額のなかから国民に対して支払いま

す。このような国際法の仕組みでは、実際上ときとして個人に対する補償が行われない場合があります

が、これはまさにガルトゥングさんのいわれた「国際法の限界」を示すものです。

二点目は、補償問題が生じるためにはその前提として違法行為が存在しなくてはなりません。従軍慰安婦が当時の国際法に違反していたか否かの問題です。これもガルトゥングさんがいわれたように、法の過渡的適用は一般には行われず、その行為がなされた当時の国際法が適用されます。この点、慰安婦が当時の国際法に違反していたと立証するのは難しいと思います。慰安婦の状況は必ずしも画一的ではなく、上杉先生が出されたパタビアの例は、一般人を強制的にレイブしたことが明らかだったと記憶しています。慰安婦といつてもいろいろな状況がありますから、一律には論じられず、そこにこの問題の難しさがあると思

欠落していた フェミニズムの視点

川田 法的な側面について申し上げ



元慰安婦らが外務省に抗議行動（7月12日）

方の立場を思えば、いろいろなアプローチの方法があると思いますが、日本政府がとっている道義的アプローチが最善であり、それ以外にはいいはないと思います。いま私たちがやることをとにかくやっていくこと

アジア女性基金と 国家補償の関係

とが最重要だと思っています。

武者小路 法律の問題と道義的なアプローチとの関係で、もう一度申し上げたいと思います。というのは、基金について一般やマスコミでは「国家の賠償責任をごまかすためにつくった」という解釈が成り立っています。これは私も日本のなかの運動だけではなく、いろいろな被害者の国々の運動もそのような解釈のもとに行動しています。それは、基金の設立が国家補償の問題をごまかすための代わりなのではないかという印象をもってしまうざるをえないからです。

もし、基金はつくっても、国家補償の問題についてはこれからも議論を続ける。法的責任の問題は別にあ

ることを認めたらうで、道義的には謝罪などいま政府がしようとしていることをする。基金は、有馬さんや東さんといわれたように、「従軍慰安婦」問題の被害者に謝罪する国民全体の運動を高めるためである、ということならば大賛成です。しかし、基金があるから政府は何も法的責任をとらないというのではおかしい。そこを明確に区別していただきたいのです。

東 私どもの立場からいいますと、法的には賠償は終わっており、すでに責任はないという認識でありま

す。
有馬 私は女性問題の側面から慰安婦問題にかかわってきました。最初にガルトゥング先生が「国際法にマッチョ的な発想がある」といわれたのが非常に印象に残りました。これまで人権といっても、そのなかに女性の人権も含まれていたのかはきわめて曖昧です。わが国でも女性の人権に日が当たることは少なく、私たちはいつも不満を感じてきました。まさに従軍慰安婦の問題はフェミニズムの視点が欠落しているところ、ジェンダーに敏感な視点がなかったところに起きた問題だと思っています。

りません。
つまりこの問題は女性差別の問題であり、民族差別の問題である。そのなかで生まれた問題であって、それについては政府だけが責められるべきではない。そういう意識をつくってきた国民そのものに責任があると思っています。
いま私がかかわっているアジア女性基金の大きな仕事の一つは、女性に対する暴力への意識を高めることと考えています。将来に向け、どうすれば意識を高めていくことができるか、先ほどガルトゥング先生がいわれたことを重く受け止めています。

私どもの立場からは、被害者の方、従軍慰安婦の方々の立場を考えていかなければなりません。そういう意味で、いま現実に何ができるかという観点からこの問題に取り組んでいます。いま政府が考えている、いわゆる「三本柱」というものです。
一つ目は、謝罪の気持ちを十分に示すこと。二つ目は、日本政府が自発的にやれること、例えば医療福祉などについて全力を尽くすこと。当然のことながら、被害者の方々の気持ちを十分に尊重し、けっして押しつけがましいものであってはなりません。三つ目は、日本国民も含めてこの問題を考える、国全体として考えること。
例えば、上杉先生たちがつくってこられたような運動を一般化していくことも考えられます。被害者の方

が行政官としての、また自分の個人的な信念です。

上杉 国際法上の責任を果たすことでこの問題を解決してほしいという要望は、アジアでも国内でもたいへん強いものです。そこに国連での報告も加わって、アジア女性基金を受け入れない人たちが現実にも多数いることを無視すべきではありません。

また方が一、国際法的に日本政府に賠償義務がなく、その代わりに道義的な立場しかないとしても、民間から基金を集めて解決する方法しかないわけではないのです。国際法を補完する意味から、独自に国内法を「定」という方法もあるのです。新しく国内法をつくって被害者に賠償をしても何ら問題はない。例えばそこまで選択肢を広げたいう基金が補足的なものとして位置づけられれば、肯定的に考えられるよう

になる可能性もあると思います。有馬 そのご意見に私は、全面的に賛成です。いろいろな方法があつていい。

国は法的に賠償できないというなかで、私は個人としてアジア女性基金に参加する道を選びました。いま被害者の方々は高齢になられ、病気の方や亡くなる方も多くなつていきます。日本がその方たちをそんな状態に追い込んだのですから、その方たちが目の前にいるのに何もしないなどということはできないと思ひました。

国や議員の方々に何かをすべきだといひ続けてきて、たつた一つ反応があつたのがこの基金でした。国が一つ動いたという感触をもつたものですから、私は一生懸命、基金を集め、お詫びの手紙を総理に書いていただき、医療福祉に政府の予算を出

してほしいということ運動しています。

いろいろな人たちがいろいろな形で、いま私たちにできることを考えていくことが大事で、それがアジアの方々への私たちの誠意だと思ひつてアプロ・チしていかなければいけないと思います。

川田 われわれの考えは、皆さんの考えときわめて近いんです。法的責任に代わる道義的責任ということではない。現在の国際法を踏まえると、日本政府に法的責任があるとはいえない。ただ他方、われわれの常識で考えるとこれは悪いことである。常識的・道義的に判断すれば、従軍慰安婦というのは許されない行為である。それに対して、何らかの形を示したいということではない。やっているわけです。

上杉先生のいわれた、立法院として法律をつくって補償する方法も一つの考え方ですが、政府としては、国民の皆さんと一緒に基金という方法で誠意を示すことにしたわけです。

私は人権難民課長ですから、私人としては、個人の人権を保障する方向で国際法が発展するのは望ましいことだと思ひます。

しかしわれわれは、将来こうあるべきだという問題と、過去の事件とは分けて考えなければならぬ。基金におけるわれわれの努力もある意

味で、不完全な国際法を補完しながら個人の権利を少しでも保障していこう、尊重していこうという一つの形態の表れだと見ていただければと思います。

“Both A and B” という考え方

ガルトウング 私がここで感じたことは、次の短い言葉に要約できます。すなわち“Both A and B”(AとBの両方とも)という成句です。「法的責任」と「道義的責任」の両方とも、また「政府」と「国民」の

両方とも、という意味です。しかし、法的責任も道義的責任も両方大切ですが、より大切なのは道義的な面だと思ひます。例えば日本の政府が、法的責任を否定したうえで道義的責任ではなく、もう少し柔らかくアプローチで道義的責任を強調して自発的に措置を行えば、効果はより大きいと思ひます。また政府と国民の関係については、基金なども国民の側が自発的に何かをしたいというところをもっと明確に表現できれば、さらに効果的ではないでしょうか。

時代の半歩先を読む

NHKブックス

＜最新刊＞発売中

DNAが語る稲作文明

佐藤洋一郎著

DNA分析は通説を書き変えた。新稲の道から日本とアジアの歴史を再考する。

定価900円

思春期のころ

清水将之著

不登校や拒食、いじめ、非行、幼稚さなど思春期の揺れや発達問題、その背景と親、教師の対応の原則を明かす。

定価850円

名勝 唐詩選(下)

高木重俊著／石 喜博写真

長江流域を中心に唐代の名詩を選び、それを彩る風景のカラー写真と解説で、中国の旅の楽しみを深める。定価1,200円

NHK出版

〒150-81 東京都渋谷区宇田川町41-1

もう一つの「Both A and B」は「謝罪」と「補償」です。謝罪と補償の両方とも必要だということです。武者小路 いまの先生の要約は非常に賢い要約だと思います。ただ、先ほどの川田さんや東さんの、法的な問題は解決済みだという話で、それがきちんとした法的理論にも裏付けられた立場であることは私も認めますが、それでは納得できない私たちのような立場もあるわけです。ですから「Both A and B」というときに、いちおうそちらの立場は決まっているけれども、法的責任について話し合いは続けていくのであれば、そこではじめて「Both A and B」と認められると思います。

また、私たちは基金は国家補償をごまかすための代わりではないかという疑問は拭い切れないのですが、そういう問題を含めて私たちと基金

の方たちと一緒に研究を進めていくことが必要だと思うのです。それができるように基金の側でも協力いただくことは可能だと思います。いままでも私たちが反対してきたところから、方向を変えるための話し合いみたいなものが基金との間に何かの形でできないものだろうか……それができれば、「Both A and B」が可能になってくると思います。

有馬 いまの武者小路先生のご提案にお答えする形で、基金の正式の機関にそのお話をはからせていただくというところでよろしいでしょうか。私は、話し合いは可能だと思っていますが。

「ボタンの掛け違いはないか」

をかなり理解しておられる方もあり、その意味では、本来ならば一緒に運動しているべき方たちと対立するような形になっているのは、非常に残念だと思います。何とか一緒にできる条件が整えばと思います。

ただ、先ほどガルトウング先生のおっしゃった「Both A and B」にかかれていいますと、両方のどちらから始めてもいいということではない。また両方同時に始まるのでしたら問題はなかった。ところが片方から、国民基金の側からしか始まらなかったという、日本流に言えば「ボタンの掛け違い」があったわけですね。

きょうもアジアの被害女性が日本にやってきました。これから八月にかけて六三カ所ほどの集会に出席し、「基金は受け取りません。日本政府はきちんと国としての責任をと

あります。

有馬 たしかに被害者の方々、支援団体の方々のなかにそういうご意見があることは私も承っております。私たちもできることならいちばんいい環境で皆さんに受け取っていただければいいなと思っています。しかし現実には、いままでも援助を必要としている人たちがいるんです。ここ半年で、四人の方が亡くなったと聞いています。何人の方が入院された、どの方が集中治療室に入られたという知らせが届くたび、お届けできなくて胸をかきむしられる思いで

す。私も被害者の方とはかなり長いおつき合いがありますので、顔が思い浮かぶと胸が詰まります。率直に上杉さんに申し上げますと、私もジレンマを抱えております。

私たちはこの一年間で、国民の皆さまから四億三〇〇〇万円ほどを預かっていましたので、その方々のためにも早くお届けを開始したい。ただそのときに、東さんがいわれた「三本柱」、心のこもった総理のお詫びのお手紙と、日本政府の予算で行う医療と福祉の事業と、国民の方からのお金と、この三つのどれも欠かせ

ず。私も被害者の方とはかなり長いおつき合いがありますので、顔が思い浮かぶと胸が詰まります。率直に上杉さんに申し上げますと、私もジレンマを抱えております。

り、正義を実現してほしい」と訴えます。また韓国の国会では、全体の九割もの国会議員が基金に反対する署名にサインしました。台湾でも、少し前にやはり九割を超す署名が集まっています。フィリピンでも同様の動きが始まっています。いま私が基金の方と日本政府にお願いしたいのは、このまま無理に基金を渡そうと働きかけをしないでほしいということです。無理やり強行すれば、混乱のなかで被害者は傷つき、ほとんどの人たちが受け取りを拒否し、より深刻な対立になっていく危険性が

言語道断！

障害者でお笑い芸人、あの青山世多加が、タブーを超えて描く人間の真実

余一キング青山自伝

車イスの飲酒運転、無断外泊、恋愛とSEX、信仰、街で出会う人々の反応、障害者年金の使い道……きつとあなたはゲラゲラ笑ったあと、まわりの世界が、ちよつと違って見えてくる。定価1200円(税別)



情報センター出版局
東京駅前新大塚ビル2-F 03-3262-0231 FAX 03-3262-0219

ないと思っています。

上杉 私の知り合いの被害女性で、ガンで入院している方がおられます。例えば、この人に私が二〇〇万円ないし三〇〇万円のお金を基金からもっていくことが彼女に何らかの慰めになるのかということを考えます。彼女の命はある意味で限られていて、医者の宣告もされているわけですから。そのときに民間からのお金を差し出すことが彼女の苦しみを少しでも和らげることになるでしょうか。「日本の国として、いま全面的にあなたに対しての責任をとり、それに伴う処置を考えたい」と思いますが、ということが、何よりも彼女への慰めになると思います。

有馬 私たちがお金ではなく「三本柱」を強調するのもそこです。申し訳ありませんでしたという総理のお手紙です。加えて、歴史的事実の究

明、事実の発掘の仕事も始めています。あのようなことは二度と私たちは起こしません。そしてそのためにこういうことを私たちはしていきたいです。そのことではないかと思えます。

「謝罪」に含まれるべき三つの要素

ガルトウング 基金に反対しておられる側からご覧になって、基金から出す補償金以外に、日本政府が何らかの形で個人的な補償をするということをはっきり声明されれば、その場合は基金を支持されるのでしょうか。

武者小路 それは、必ずすると思えます。

ガルトウング 政府がどういう観点で関わるのかにかかわらず、基金には絶対反対という方がおられる

のかというところ、そうではないようです。ということは、政府の関わり方が問題なわけですね。例えば、いま急を要される方たちにはとにかく次善の策として基金を届ける。それと同時に政府もなるべく早急に勉強して、何か別の方途でも個人補償を考える。こういう方法は可能でしょうか。

東 残念ながら日本政府がいま、特別に個人補償的なことを考える動きは百パーセントないと断定していいと思います。先ほどから申し上げているとおりです。

武者小路 もしも私の回答が違っていれば上杉先生に訂正していただきたいのですが……。私どもが基金に反対しているのは、基金の活動が国家補償を要求する動きをやめさせようとする動きのように思えるからです。それと国家の補償の問題とは別

だということがはっきり確認できれば、基金に対して反対する理由は何らありません。

上杉 私が訂正するところは一切ありません。政府が国家補償の線打ち出せば、問題はすべて解決すると思えます。

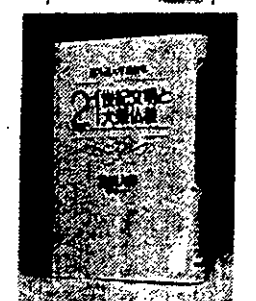
武者小路 私は基金がお金を渡すことについて、それをストップすることをお願いしたいと考えていました。しかし有馬さんのお話を伺って、それはかなり無理だということがわかりました。ですから逆に、被害者の方たちに素直にお金を受け取

っていただけのような条件、つまり国家補償の必要性を否定しないという状況になるべく早くつくることが大事だと思えます。基金の役割についての理解がかなり食い違っているとしても、運動の側と基金の側と日本政府との間で、きょうのようなお話を元にすれば、道義的な基金の役割が法的な責任問題とは別だということ、相互理解ができるのではないかと思うのです。

ガルトウング 結論として、謝罪のことで一言申し上げたいのです。これは私が何十年にもわたって研究し、あるいは実際に体験してきたこと、先ほど有馬先生がおっしゃったこととも関係します。私は謝罪というからには三つの要素がそこに含まれてなければならぬと思います。第一点は、歴史事実の認識です。第二点は、なぜ日本人や日本政府、軍部がそのような行為を行ったかについての認識です。第三点目としては、そうした要素をどのようにして阻止できるか、将来にわたって阻止できる方法についての言及です。きょうは、どうもありがとうございました。

聖教新聞社
起刊発売中!

第三の千年をゆく人類文明の歴史を語る 21世紀文明と 大乗仏教



池田大作著

1974年以来20年余、ハーバード大学をはじめ、フランス学士院、ブラジル文学アカデミー、中国社会科学学院など各国を代表する大学・学術機関での27回におよぶ講演を収録。

A5判・上製本
★定価1,900円(税別)

〒100-70 東京都千代田区有明1-8
03(355)6111(大代表)

**LILA Pilipina, Inc.**

an organization of Filipino survivors of rape and sex slavery by Japanese troops during World War II, and of human rights and peace activists and partners; envisioning a world of peace, without rape, sex slavery and other forms of violence on women in war and armed conflict situations

6 August 1996

To the Members of the Board
of the Asian Women's Fund
2-17-42 Akasaka, Minato-ku
Tokyo 107 Japan

Fax: (03) 3583 9347

Dear Members of the Board of the Asian Women's Fund,

The National Board of LILA Pilipina, in its special meeting on 04 August 1996, attended by 13 members coming from the various chapters in the provinces and Metro Manila, passed a resolution for the creation of a COMMITTEE ON THE ASIAN WOMEN'S FUND for the Filipino survivors of Japan's military sexual violence and slavery who intend to avail of the Fund. Enclosed is a statement announcing the formation of this committee which will include a representative of LILA Pilipina, as well as experts in the legal, medical, and other fields.

In this connection, the National Board of LILA Pilipina formally submits the following propositions to the Asian Women's Fund.

I. The COMMITTEE ON THE ASIAN WOMEN'S FUND shall be included in the qualifying process for the Filipino victims who intend to avail of the Fund.

II. The Asian Women's Fund will coordinate with and go through the COMMITTEE in the qualifying process and other procedures for the medical and welfare programs for the Filipino victims and refrain from contacting the victims individually.

We hope that you will be able to give serious consideration to these proposals during the scheduled meeting of the Board this evening.

Sincerely,

Nelia Sancho
Nelia Sancho
Coordinator/Chairperson
LILA Pilipina

MAILING ADDRESS: P.O. Box 1019, Citimall, Diliman, Quezon City, Philippines
OFFICE ADDRESS: 25-C Malyaga Street, Central East District, Diliman, Quezon City
TELEFAX: (63-2) 921-1044

LILA Pilipina, Inc.

an organization of Filipino survivors of rape and sex slavery by Japanese troops during World War II, and of human rights and peace activists and partners; envisioning a world of peace, without rape, sex slavery and other forms of violence on women in war and armed conflict situations

**ANNOUNCEMENT OF THE LILA PILIPINA NATIONAL BOARD
CONCERNING THE FORMATION OF
A COMMITTEE ON THE ASIAN WOMEN'S FUND
TO ASSIST FILIPINA SURVIVORS WHO WISH TO AVAIL OF THE FUND**

LILA Pilipina recognizes the need to promote the view that the decision to avail or not to avail of the Asian Women's Fund, is mainly that of the individual victim to make and that the role of LILA Pilipina is to respect and support that decision.

LILA Pilipina makes the commitment to maintain the unity of all the Filipino victims and survivors within the organization of LILA Pilipina in order to advance forward the movement for justice, regardless of the members individual decisions and feelings on the Asian Women's Fund.

In consideration of the above-mentioned principles, LILA Pilipina resolves to put into place a mechanism that will work side by side with LILA Pilipina and allow LILA Pilipina to maintain its political and moral support to the victims who will avail of the Asian Women's Fund, even as it continues to campaign to oppose the idea or intention of the Japanese government to present the Fund as the final solution to the problem of wartime sexual slavery.

To this end, LILA Pilipina resolves to facilitate the creation of a Committee on the Asian Women's Fund with the following nature and functions.

1. The Committee will exist and function side by side with LILA Pilipina but independent of it.
2. The Committee will be composed of experts, not necessarily affiliated with LILA, who will act on behalf of the victims in the process of dialogue, providing recommendations and inputs and working out the programs of the Asian Women's Fund. These experts will include three lawyers, a psychologist, a medical doctor and a researcher, who will use their expertise in facilitating the qualification of victims and in identifying and articulating the needs and promoting the rights of the victims in the process of availing of the Fund. It is possible to expand the Committee's membership as the need arises. A survivor representative may also be included in the Committee.
3. A representative of LILA Pilipina will be included in the Committee for the purpose of transmitting the various recommendations of the organization to be made in consultation with the availing victims who are part of LILA Pilipina, especially on the matter of qualifying the victims - identification of survivors and providing the necessary data or available research information; and in the assessment and design of programs and services best suited to each victim.
4. The Committee will be actively involved in outlining the process of the availing of the Asian Women's Fund for the victims, taking into account the particular needs and situation as well as the vulnerabilities of each victim.
5. The Committee will liaise and discuss with representatives of the Asian Women's Fund, the Japanese government and the Philippine government according to the demands of the situation.

For any inquiries and clarifications, please contact Ms. Nella Sancho, LILA Pilipina national chairperson at tel no. (632) 924 6406; fax no. (632) 924 6381

MAILING ADDRESS: P.O. Box 1019, CitiMall, Diliman, Quezon City, Philippines
OFFICE ADDRESS: 25-C Maitiyaga Street, Central East District, Diliman, Quezon City
TELEFAX: (63-2) 921-1044

'96 アジア女性基金
国際フォーラムのご案内

「女性の人権とは」

日時：1996年8月5日(月)～6日(火)

場所：国際連合大学

東京都神宮前5-53-70

(青山学院大学正面、JR渋谷駅より徒歩10分)
地下鉄 表参道駅より徒歩5分

共催：国連アジア太平洋経済社会委員会

女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

1993年の世界人権会議（ウィーン）で女性の権利は人権であり、夫婦間の暴力は単に私的な問題ではなく、社会的な問題と確認されました。さらに女性のリプロダクティブ・ライツについても、1994年の世界人口会議（カイロ）で女性の権利との認識が生まれました。そして1995年9月、アジアではじめて開催された第4回世界女性会議（北京）で採択された行動綱領には、これまでの女性の人権に関する政府や市民団体の活動が集約され、「女性の人権」および「女性に対する暴力」が直ちに行動を即す12の重点項目に入り、全体的に女性の人権を強調した内容になりました。

現在、各国政府、国際機関および市民団体では、行動綱領の実施を進めており、その一環として国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の「開発と女性」課は、アジア太平洋地域における女性の人権振興をテーマに専門家会議を8月7～9日、日本の国立婦人教育会館において開催します。

今回、このESCAP会議のために女性の人権に関する専門家が来日されたのを機会に、アジア女性基金ではESCAPのご協力により国際フォーラムを開催する運びになりました。

この国際フォーラムにおいて、さらに皆様の女性の人権についての理解が進み、女性にたいする人権侵害である人身売買、家庭内暴力あるいは女性のリプロダクティブ・ライツなどについて、実りある議論が進むことを期待しています。

女性のためのアジア平和国民基金

8月5日(月)

開 会 式 9:00～9:30

基 調 講 演 9:30～12:30

『女性の人権とは』

- 1) 「女性の人権とは—アジアからの視点・問い」
コロombo大学教授 サビットリィ・グナセケラさん
(スリランカ)
- 2) 「女性の人権とは—人道支援の視点から」
国際赤十字連盟 国際関係ディレクター
ラシム・アルヴリアさん
(カナダ)
- 3) 「女性の人権とは—イスラム世界の女性たち」
ASK（人権と法律扶助センター）所長
サルマ・ソバーンさん
(バングラディシュ)
- 4) 「女性の人権とは—日本の女性たち」
文京大学教授 山下 泰子（日本）

パネルフォーラム 14:00～17:00

『女性のリプロダクティブ・ライツについて』

- パネリスト
- 梨花大学教授
チョウ・ヒョンさん（韓国）
- 津田塾大学教授
金城 清子さん（日本）
- 弁護士、APWLDコーディネーター
ジョイ・オーラさん（フィリピン）

* 2日間の会議はすべて日本語と英語の同時通訳で行われます。

8月6日(火)

パネルフォーラム 9:00~12:00

『女性および女児の国際人身売買』

パネリスト カンボジア女性開発協会
キエン・セレイ・ファルさん
(カンボジア)
チェンマイ大学 女性学研究センター教授
ピラダ・ソムスワディさん
(タイ)
北京JAC事務局長
羽後 静子さん(日本)

パネルフォーラム 13:30~16:30

『家庭内暴力について』

パネリスト SNDT女子大学女性学研究センター所長・教授
ミーラー・コサンビイさん
(インド)
太平洋地域人権教育専門家
イムラナ・ジャラルさん
(フィジー)
佐賀生涯学習センター所長
船橋 邦子さん(日本)

閉会式 16:30~16:45

この国際フォーラムへのお問い合わせ、或いは参加を希望する方は、先着300名を予定しておりますので、お早めに下記の番号へ電話かFAXでお申し込み下さい。電話は7月17日より31日までの月~金10:00~17:00に受け付けます。

お問い合わせ

女性のためのアジア平和国民基金

〒107 東京都港区赤坂2-17-42
TEL. 03-3583-9322
FAX. 03-3583-9321